

各位

上場会社名 K D D I 株 式 会 社
 代 表 者 代表取締役社長 高橋 誠
 (コード：9433、東証第1部)
 問 合 せ 先 理事 コーポレート統括本部
 総務本部長 田中 稔
 (TEL. 03-6678-0962)

会 社 名 L D F 合 同 会 社
 代 表 者 代表社員 KDDI 株式会社
 職務執行者 中井 武志
 問 合 せ 先 同 上

カブドットコム証券株式会社（証券コード 8703）の株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が公表した 2019 年 2 月 12 日付「カブドットコム証券株式会社（証券コード 8703）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「当社 2 月 12 日プレスリリース」といいます。）において公表いたしましたとおり、本前提条件（「本前提条件」については以下において定義します。）が充足された場合、当社の完全子会社である LDF 合同会社（以下「公開買付者」といいます。）が、カブドットコム証券株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（「本新株予約権」については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義します。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に定める公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定しておりました。

今般、①本公開買付けの実施が、重要な点において、法令等の違反を構成せず、また、違反を構成することが合理的に見込まれていないこと（関係当局等において、当該行為を制限又は禁止する旨を求める申立て、訴訟その他の手続が係属しておらず、また、当該行為を制限又は禁止する旨の関係当局等の判断等が存在しないことを含みます。）、②本公開買付けの実施が、重要な点において、許認可等又はそれらに付加された条件に抵触せず、また、許認可等に係る必要手続に違反するものではなく、それらが合理的に見込まれていないこと（本公開買付けを行うことについて必要とされる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。）、各国における競争法その他類似の法律上の待機期間及び審査期間が経過していることを含みます。）、③対象者において、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議が行われており、当該決議が変更又は撤回されていないこと、④本公開買付け及びその後のスクイーズ・アウト手続に重大な悪影響を与える事態その他本公開買付け及びその後のスクイーズ・アウト手続の目的の達成が困難となる事態のいずれもが発生又は判明しておらず、また、発生又は判明することが合理的に見込まれていないこと（①乃至④をまとめて以下「本前提条件」といいます。）（ただし、本前提条件の一部又は全部が充足されない場合においても、当社又は公開買付者（以下、当社若しくは公開買付者をそれぞれ、又は、併せて「当社ら」といいます。）が自らの判断においてこれを放棄し、本公開買付けを実施することは制限されておられません。）が充足されたため、当社らは、本日、下記のとおり本公開買付けを 2019 年 4 月 25 日から開始することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本資料は、当社による有価証券上場規程に基づく開示であるとともに、公開買付者が当社に対して行った要請に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて行う公表を兼ねております。

また、当社の金融事業強化構想の全体像については、2019 年 2 月 12 日付で当社のウェブページで公表し

ております「金融持株会社『au フィナンシャルホールディングス』を設立」(注1)を、本公開買付けに関する三菱UFJ証券ホールディングス株式会社(以下「三菱UFJ証券ホールディングス」といいます。)、株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。))との間の対象者の資本異動に関する合意内容については、2019年2月12日付で当社のウェブページで公表しております「カブドットコム証券・じぶん銀行の資本異動について」(注2)をご覧ください。

(注1) <https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2019/02/12/3593.html>

(注2) <https://news.kddi.com/kddi/corporate/newsrelease/2019/02/12/3594.html>

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は本公開買付けを通じた対象者株式及び本新株予約権(「本新株予約権」については、以下において定義します。)の取得及び保有等を目的として2019年2月20日に設立された買収目的会社であり、本日現在、当社が、その持分の全てを保有しております。本日現在、公開買付者は東京証券取引所市場第一部(以下「東証一部」といいます。)に上場している対象者株式を保有しておらず、当社も保有しておりません。

公開買付者の概要

(1) 名称	LDF 合同会社
(2) 所在地	東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
(3) 代表者の役職・氏名	職務執行者 中井 武志
(4) 事業内容	有価証券の保有及び管理等
(5) 資本金	1百万円(2019年4月24日現在)

当社2月12日プレスリリースにおいて公表しておりましたとおり、当社は、2019年2月12日付で三菱UFJ証券ホールディングス(本日現在所有する対象者株式176,474,800株、所有割合(注1)52.94%)との間で、本公開買付けの実施、三菱UFJ証券ホールディングスが所有する対象者株式(三菱UFJ証券ホールディングスが所有する対象者株式を以下「本非対象株式」といいます。)については本公開買付けに応募しないこと、及び本公開買付け成立後の対象者の運営等に関して合意し、株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。)を締結しました。本株主間契約の詳細につきましては、下記「(3)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「①本株主間契約」をご参照ください。

(注1)「所有割合」とは、対象者が本日提出した「2019年3月期決算短信〔日本基準〕(非連結)」(以下「本決算短信」といいます。)に記載された2019年3月31日現在の発行済株式総数(338,732,665株)に、対象者が2018年6月25日に提出した有価証券報告書(以下「本有価証券報告書」といいます。)に記載された2018年5月31日現在における第3回新株予約権及び第4回新株予約権、並びに2018年8月10日に提出した第1四半期報告書に記載された2018年6月11日現在における第5回新株予約権(第3回新株予約権、第4回新株予約権と総称して、以下「本新株予約権」といいます。)の目的となる対象者株式数(98,500株)を加え、本決算短信に記載された2019年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数(5,481,934株)を控除した株式数(333,349,231株)に対する対象者株式の割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

当社は、本株主間契約において、三菱UFJ証券ホールディングスとの間で、本前提条件が充足されていることを条件に、三菱UFJ証券ホールディングス及び公開買付者(以下「公開買付者ら」といいます。)の議決権の保有割合を三菱UFJ証券ホールディングス51%、公開買付者49%(以下これらを総称して「最終議決権保有割合」といいます。)とするための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本非対象株式及び対象者が所有する自己株式を除く対象者株式(以下「本公開買付対象株式」といいます。)の全て並びに本新株予約権の全てを対象とした本公開買付けを実施することを合意いたしました。なお、当社は、本日現在、対象者株式を保有しておらず、最終議決権保有割合は、当社及び三菱UFJ証券ホー

ルディングスとの間での協議により決められたものです。また、当社は、本株主間契約において、三菱UFJ証券ホールディングスとの間で、本取引の一環として、本公開買付けの成立後に対象者の株主を公開買付者らのみとするための手続（詳細は、下記「(5)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。以下「本非公開化手続」といいます。）が行われる場合には、対象者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受けたことを条件として、公開買付者らの議決権の保有割合を最終議決権保有割合とするため、三菱UFJ証券ホールディングスが所有する対象者株式の一部を譲渡すること（以下「本相対取引」といいます。）その他必要な措置を講じることを合意しております。なお、本相対取引の価格は本公開買付価格（「本公開買付価格」については、以下において定義します。）と実質的に同額となります。

また、当社は、2019年2月12日付で、三菱UFJ証券ホールディングス及び対象者との間で、対象者の企業価値の向上を目的として、業務提携契約（以下「本業務提携契約」といいます。）を締結しました。本業務提携契約の詳細につきましては、下記「(3)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「③本業務提携契約」をご参照ください。

当社は、本公開買付けに関連して、三菱UFJ銀行との間で、三菱UFJ銀行が2019年2月12日現在所有する対象者株式21,035,200株（所有割合：6.31%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を2019年2月12日付で締結しております。本応募契約の詳細につきましては、下記「(3)本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「②本応募契約」をご参照ください。

今般、本前提条件がいずれも充足され本公開買付けを開始する条件が整ったため、当社らは、本日、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を45,758,000株（注2）（所有割合：13.73%）と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、当社らは対象者株式の非公開化を企図しておりますので、本公開買付けにおいては買付予定数の上限を設けておらず、本公開買付けの応募株券等の総数が買付予定数の下限以上となった場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）買付予定数の下限は本決算短信に記載された2019年3月31日現在の発行済株式総数（338,732,665株）に本新株予約権の目的となる対象者株式数（98,500株）を加え、本決算短信に記載された2019年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数（5,481,934株）を控除した株式数に係る議決権の数（3,333,492個）に3分の2を乗じた数（2,222,328個）から、三菱UFJ証券ホールディングスが本日現在所有する対象者株式数（176,474,800株）に係る議決権の数（1,764,748個）を控除した議決権の数（457,580個）に相当する対象者株式数（45,758,000株）で算出しております。

なお、対象者が2019年2月12日に公表した「KDDI株式会社の完全子会社であるLDF合同会社による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関する意見表明及び業務提携に関するお知らせ」（以下「対象者2月12日プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者が2019年2月12日に開催した取締役会（以下、対象者の取締役会を「対象者取締役会」といいます。）において、下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の根拠及び理由に基づき、当該時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨すること、本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対しては、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことと併せて、対象者は、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した特別委員会（当該特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「(4)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」

をご参照ください。) に対し、特別委員会が 2019 年 2 月 12 日付で対象者取締役会に対して答申した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を答申するよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する対象者の意見表明を行うことを併せて決議したとのことです。

また、対象者が本日公表した「KDDI 株式会社の完全子会社である LDF 合同会社による当社株券等に対する公開買付けの開始に関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者 4 月 24 日プレスリリース」といい、対象者 2 月 12 日プレスリリースと併せて「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨すること、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、上記の 2019 年 2 月 12 日開催の対象者取締役会に係る決議及び本日開催の対象者取締役会に係る決議は、それぞれ、下記「(4) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載のとおり、二段階に分けて行われたとのことです。

本公開買付けにおいて対象者株式の全てを取得できなかった場合には、当社ら及び三菱 UFJ 証券ホールディングスは、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続を実施することを予定しております。なお、当社らは、本株式併合(「本株式併合」については、以下において定義します。以下同じです。)の効力発生日の前日までに、本株式併合により自己株式に生じる端数を最小限とし、かつ、本株式併合後の端数処理手続において、できるだけ当該端数の合計数に 1 株に満たない端数が生じることを避けるため、その時点で対象者が所有する一部又は全ての自己株式を消却することを対象者に対して要請する予定です。

なお、本相対取引の完了後、公開買付者について、法令に従って、当社並びにその連結子会社及び持分法適用関連会社から構成される企業集団(以下「当社グループ」といいます。)内の組織再編が行われる可能性があります。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

当社は、1953 年に設立された国際電信電話株式会社(KDD)、1984 年に設立され、1985 年に商号変更を行った第二電電株式会社(DDI)及び 1987 年に設立された日本移動通信株式会社(IDO)の三社が、「通信」を通じてお客さまの生活やビジネス、コミュニケーションをより豊かにしていくことを目的として、第二電電株式会社(DDI)を合併存続会社として、2000 年に合併したことにより、株式会社ディーディーアイとして発足いたしました。その後、移動体通信のセルラーグループ七社・タワー三社、電力系通信事業者である株式会社パワードコム(注 1)の吸収合併等を通じて、モバイルと固定ブロードバンド(FTH/CATV)サービス(注 2)を一社で提供できる総合通信事業者として、お客さまに様々なサービスを提供しております。なお、第二電電株式会社(DDI)は、1993 年には東京証券取引所市場第二部に上場され、1995 年には東証一部に指定替えされております。なお、2001 年に社名を現在の KDDI 株式会社に変更しております。現在、国内事業の成長戦略として「通信とライフデザインの融合」を推進しており、通信を中心として、お客さまの生活やビジネスを支える便利なサービスを提供するべく、E コマース(注 2)、金融、エネルギー等の分野へ事業を拡大しております。その中で金融分野においては、当社の強みであるスマートフォンを中心としたサービスを活かし、「インターネットバンキング」、「クレジットカード」、「保険」、「ローン」等、お客さまのニーズに応える、幅広いサービスを展開し、お客さま体験価値を向上させるサービス開発を進めております。当社は、「貯蓄から資産形成へ」の流れを推進すべく、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(以下「MUFG」といいます。)のグループの一員である対象者と、2016 年 8 月以降業務提携を行っており、

対象者の提供する、現物株式売買手数料が割引となる「au で株式割」等と連携しております。今後、当社は、スマートフォンと親和性の高いネット証券ビジネスに参入し、金融サービスをさらに拡充することを企図しております。

(注1) 「固定ブロードバンド (FTTH/CATV) サービス」とは、高速で大容量の情報が送受信できる通信サービスをいい、光ファイバーを用いたものをFTTH、ケーブルテレビの回線を用いたものをCATVと呼びます。

(注2) 「E コマース」とは、Electronic Commerceの略称であり、インターネット等のネットワークを利用して、電子的に契約や決済といった商取引をすることをいいます。

他方、対象者は、1999年11月に株式会社三和銀行（現三菱UFJ銀行）グループの出資によりイー・サンワ株式会社を設立、同年12月にイー・ウイング証券株式会社に商号変更、2000年2月証券業登録の上、同年4月インターネット専業証券会社として営業を開始したとのことです。2001年4月に伊藤忠商事株式会社系の日本オンライン証券株式会社と合併、カブドットコム証券株式会社に商号変更し、2006年1月に三菱UFJ証券株式会社（現三菱UFJ証券ホールディングス）の子会社であるMe ネット証券株式会社とそれぞれ合併したとのことです。

対象者は、開業以来、証券取引は銀行決済インフラの上で成り立つビジネスであるとの認識の下、株式購入時の不足金を自動計算して顧客の銀行口座から対象者証券口座に振り替える「自動引落し」、インターネットバンキングと連携して即時入金処理をする「ネット振込 (EDI)」(注3)、「e ペイメント」(注4)、インターネットバンキングと対象者ホームページとの間をID・パスワードの都度入力なく往来できる「オートログイン」、リアルタイムに銀行口座から対象者証券口座へ資金を入金する「リアルタイム口座振替」等のサービスを三菱UFJ銀行と展開してきたとのことです。

(注3) 「ネット振込 (EDI)」とは、三菱UFJ銀行が「三菱UFJダイレクト」契約者へ提供する即時入金サービスの名称とのことです。

(注4) 「e ペイメント」とは、三菱UFJ銀行が「三菱UFJダイレクト」契約者へ提供するインターネット上の決済手段の名称とのことです。

また対象者は、金融商品取引法の制定等金融商品のコングロマリット化を促す法令改正の動きや、急速に進む少子高齢化を背景とする「貯蓄から資産形成へ」の個人金融行動の大きな流れを踏まえ、MUFG グループ内での独自性発揮とグループ内連携の強化を重要な経営戦略と据えていたとのことです。金融グループ内の「IT武装したオンライン販売チャンネル」としての独自機能を強化するとともに、三菱UFJ銀行とインターネット上での金融商品仲介業務、三菱UFJ信託銀行株式会社の信託サービスの紹介、三菱UFJ証券株式会社（現三菱UFJ証券ホールディングス）との新規公開株式等販売に関する包括提携、三菱UFJニコス株式会社との提携カードの発行等、グループ各社との様々な提携により、対象者顧客に提供するサービス、機能の補完を行ってきたとのことです。

かかる中、対象者は、MUFGグループの証券戦略におけるネットリテールビジネスの中核会社として、国内株式市場におけるプレゼンスの向上を図るとともに、収益力の拡大・多様化に取り組んでおり、2007年6月にMUFGの連結子会社となり、2007年12月に三菱UFJ銀行の連結子会社となったとのことです。2015年4月には「貯蓄から資産形成へ」の流れが加速する中、金融商品取引事業での顧客基盤とノウハウを有する三菱UFJ証券ホールディングスのもとで、対象者の事業を展開することが、今後の長期的な成長・発展に寄与するとの判断から、MUFGグループ内において、三菱UFJ銀行から三菱UFJ証券ホールディングスへ三菱UFJ銀行が保有する対象者株式の一部の株式譲渡（67,600,000株）が行われ、対象者は三菱UFJ証券ホールディングスの連結子会社となり、三菱UFJ証券ホールディングス傘下の三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が運営するオンライントレード取引のフロントシステム（注5）を提供する等、連携を進めてきたとのことです。

2019年3月末現在、対象者の口座数は111万口座、預かり資産は22,051億円となっているとのことです。

(注5) 「オンライントレード取引のフロントシステム」とは、信用取引等、株式のネット取引機能を持つソフトウェアを指すとのことです。

このような状況において、当社は、金融サービスの更なる拡充のためには証券ビジネスが不可欠な機能であると考えていたところ、当社と業務提携を行っていた対象者について、単なる業務提携に限らず、資本関係を背景に、対象者を当社グループの証券ビジネスの中核と位置付け、対象者において当社グループの顧客基盤、デジタルマーケティングリソース、ビッグデータ等を活用することにより、当社のネット金融ビジネスの推進力を高めるとともに、対象者の企業価値のより一層の向上を図ることができるものと考えてに至りました。

そこで、当社は、対象者との間で、2017年12月に本取引に関する極めて初期的な意見を交換し、その実現可能性についての検討を開始しました。その後、2018年5月頃には、本取引の想定されるスケジュールについて三菱UFJ証券ホールディングスとの間で意見を交換し、2018年7月上旬には、三菱UFJ証券ホールディングスより、口頭にて、三菱UFJ証券ホールディングスが引続き対象者株式の過半数を保有することを前提として本公開買付けの実施を含む本取引を進めることについて検討可能であるとの旨の反応を得たことを機に、2018年8月上旬に対象者に対して、本公開買付けの実施を含む本取引に関する書面による初期的な提案を行い、対象者との間で具体的協議を開始しました。その後、2018年9月上旬より本取引の実現可能性の精査のためデュー・ディリジェンスを、また、2018年10月中旬には、対象者との間で事業上のシナジーに関する具体的な協議を開始し、それらの結果を踏まえ、本取引の実行について対象者と協議検討を重ねて参りました。その結果、2018年11月上旬には、当社は、MUFGグループと当社グループ、対象者の三者がそれぞれ有する経営資源を対象者において共同活用し、かかる協働による効果を十分かつ早期に発揮するためには、本取引の実施により、三菱UFJ証券ホールディングス及び当社の完全子会社である公開買付けの二者を対象者の株主とし、三菱UFJ証券ホールディングス及び当社が対象者の事業運営に参画できる体制を構築することが不可欠であるとの判断に至りました。

上記の判断に基づき、当社は、2018年11月上旬に、三菱UFJ証券ホールディングス及び対象者との間で業務提携契約の協議を開始しました。また、三菱UFJ銀行との間で、三菱UFJ銀行が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募してもらうことを企図して、応募契約の協議を開始しました。

その後、下記記載のとおり2018年12月上旬には対象者に対しても、正式に本取引の実施を提案し、対象者及び特別委員会との間での協議を重ねた結果、対象者としても本公開買付けに賛同するに至ったとのことです。また、当社は、2019年2月12日付で前記のとおり、対象者、三菱UFJ証券ホールディングスとの間で本業務提携契約を、三菱UFJ証券ホールディングスとの間で本株主間契約を、三菱UFJ銀行との間で本応募契約を締結するに至りました。なお、本業務提携契約は本取引の完了後、株主が当社の完全子会社である公開買付け及び三菱UFJ証券ホールディングスの二者になることを踏まえ、当社、三菱UFJ証券ホールディングス及び対象者の三者間で締結されております。

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由は以下のとおりとのことです。

対象者は、2017年12月に、三菱UFJ証券ホールディングス及び当社との間でそれぞれ本取引に関する極めて初期的な意見を交換し、その後、三菱UFJ証券ホールディングスとの間で本取引に関する協議が断続的に行われ、本取引の実現可能性が徐々に高まってきたことから、2018年5月頃に、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、その助言に従い、同年6月に、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の判断に関し、適切に情報を収集した上、潜在的な利益相反を解消し、本取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、特別委員会を設置し、本取引に係る検討等を開始したとのことです。

特別委員会は、対象者、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を独自に選任し、下記「(4)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり

り、プルータスから対象者の株式価値の算定結果や当社との交渉方針等を含めた財務的な助言を受けるとともに、対象者、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立したリーガル・アドバイザーとして、対象者が選任した森・濱田松本法律事務所から本取引の意思決定過程・意思決定方法における留意点等を含めた法的助言を受けたとのことです。そして、特別委員会は、当社、三菱UFJ証券ホールディングス及び対象者から本取引の目的、対象者の事業計画、本取引後に想定される施策の内容、当社との提携により想定されるシナジー、本取引のメリット・デメリット、本業務提携契約に係る契約書その他の関連資料等について情報収集を行った上、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）について、2018年12月上旬頃に1株当たり500円という提案を当社から受領して以降、対象者株式の過去の株価推移や過去の類似の公開買付け事例において付与されたプレミアムの水準、プルータスによる対象者株式の株式価値に係る試算結果、プルータスや森・濱田松本法律事務所からの助言等を総合的に考慮しつつ、当社との間で、対面による交渉を含め、繰り返し直接交渉を重ねた結果、当社との間で本公開買付け価格に合意するに至ったことを踏まえ、対象者に対し、2019年2月12日付で答申書（以下「2月12日答申書」といいます。）を提出しているとのことです。

その上で、対象者取締役会は、2月12日答申書に添付されたプルータス作成の2019年2月8日付対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「本対象者株式価値算定書」といいます。）及び本公開買付け価格が対象者の少数株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容、並びにリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえつつ、2月12日答申書の内容に基づき、本公開買付けを含む本取引の一連の方法及び本公開買付け価格を含む本取引に関する諸条件について、対象者の企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

ネット專業証券である対象者を取り巻く環境は、投資主体者（注6）のネット主流世代への交代や「貯蓄から資産形成へ」の動きを背景に、マーケットの拡大が期待されるとともに、規制・制度環境や個人投資家の投資スタイルの変化、Fintechの進展という大きな転換期を迎えているとのことです。一方で、ネット專業証券業界においては、フィデューシャリー・デューティーに係る規制への対応等の負担が増す一方、ネット新興勢力や大手証券会社の本格的なネット参入等による競争激化により、収益への下方圧力が危惧されているとのことです。かかる環境下、特に資産形成層（注7）における顧客基盤の拡大や金融サービスの拡充による収益基盤強化、また個人投資家の投資スタイルの変化に速やかに対応することにより、競合他社との差別優位性を図ることが急務となっているとのことです。

対象者は、2016年8月以降、当社との業務提携を通じて、「auスマートパス」ユーザー向けの現物株式手数料割引プラン「auで株式割」の提供を開始する等モバイルの利便性と金融サービスを組み合わせることにより、お客さまの「貯蓄から資産形成へ」の進展に貢献してきたとのことです。

そのような中で、当社から2018年8月上旬頃に本件に関する初期的な提案を受けて以降、スマートフォンと親和性の高いネット証券ビジネスを介して、金融サービスをさらに拡充させることで、「貯蓄から資産形成へ」の進展により一層貢献することを目的に、両社の協業により期待できるシナジーに関する具体的な協議を重ねてきた結果、対象者は、通信大手である当社の有する豊富な顧客チャネル等からの送客や新商品開発の側面的支援を最大限享受し、当社グループ各社との連携・協業による新たなサービスへの取組みを進めていくことにより、対象者の資産形成層並びに小口・中間層の顧客基盤拡大や商品力強化を図ることで、MFGグループの一翼として高度なリスク管理体制・ノウハウを有する三菱UFJ証券ホールディングスの支援のもと、一層の対象者の企業価値の向上に資すると考えるに至ったとのことです。また、その取組みを効果的に実現するためには、当社が企図する上場廃止を実現し、対象者の株主を当社の完全子会社である公開買付け者及び三菱UFJ証券ホールディングスのみとして、当社グループとの関係強化を図ることにより、対象者単独では対応することが難しい上記課題に対しても、柔軟かつ迅速な意思決定に基づく対応が可能になり、成長戦略をより効果的に実現できると考えるに至ったとのことです。

対象者は、ブランド力やau経済圏（注8）を持つ当社及び経営リスク管理と金融業の知見を有する三菱UFJ証券ホールディングスの子会社又は関連会社となることで、これらの3社がグループ企業として三位一体となり、対象者事業をネット專業証券上位の競合他社に匹敵する規模へ拡大すべく、経営資源及びノウハウの相互活用を推進するとともに、顧客基盤拡大及び商品力強化を通じて、

対象者の企業価値を向上させていくことができるものと考えているとのことです。

当社が、公開買付者を通じて対象者の議決権保有割合を49%まで取得することにより、当社の顧客基盤を利活用した送客にとどまらず、auブランドやビッグデータを利活用し、当社の顧客基盤へ効率的にマーケティングを行うことが可能となるとのことです。加えて、当社の金融グループ会社と連携することで、対象者の商品力強化につながることを期待しているとのことです。

一方、対象者は、MUFGグループの傘下であることにより、MUFGグループ顧客基盤からの送客や経営管理態勢高度化に係る支援等を継続的に受けることができ、対象者の業容拡大に資するものであると考えているとのことです。

以上のとおり、当社からの提案を踏まえて慎重な検討を行った結果、今般、対象者が中長期的な視点にたって対象者の企業価値を高めていくためには、本取引を実施し、当社及び三菱UFJ証券ホールディングスとの間でより一層踏み込んだ連携を取ることが最善の選択肢であるとの結論に至ったとのことです。

(注6)「投資主体者」とは、ネット証券を通じて金融商品取引をおこなう個人投資家全体を指すとのことです。

(注7)「資産形成層」とは、30代から40代のこれから資産をつくってゆくスタートラインにいる世代の総称とのことです。

(注8)「au経済圏」とは、auをご契約のお客さまが、当社が提供する通信以外のサービスを利用されることにより新たに創出される成長領域を表す概念です。au経済圏を構成する主要素としては、オンライン領域におけるauスマートパス等のデジタルコンテンツ、オフライン領域における物販・電力・金融等のライフデザインサービスです。

本公開買付価格については、(i)上記のとおり、対象者において、本公開買付けに係る手続の公正性を担保するための措置を講じるとともに、各アドバイザーからの助言や本対象者株式価値算定書の報告を受けた上、対象者、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立した特別委員会が当社との間で、対面による交渉を含め、繰り返し直接に交渉を重ねた上で合意した価格であること、(ii)特別委員会から取得した2月12日答申書において、本公開買付価格の決定に当たっては、①特別委員会が、独立した第三者算定機関であるブルータスによる恣意性のない価値算定の結果を踏まえ、ブルータスから助言を得つつ、当社との間で自ら交渉を重ねた結果、合意に至っており、特別委員会が当社との交渉に直接的かつ主体的に関与する等の通常と同種取引よりも充実した措置がとられていると認められ、②本公開買付価格の具体的な数値は、本対象者株式価値算定書の市場株価法における評価レンジの上限値及び配当割引モデル法(以下「DDM法」といいます。)における評価レンジの中央値を相当程度上回り、かつ、類似事例(2015年2月から2018年11月までの間に公表された非公開化を目的とした公開買付けの過去事例)におけるプレミアム水準に照らしても十分合理的なものであり、かつ、ブルータスから本フェアネス・オピニオンも取得していることから、公正な手続を経ていると思料されると評価されていること、(iii)本公開買付価格が、本対象者株式価値算定書に基づく算定結果のうち、市場株価法によるレンジの上限値及びDDM法のレンジの中央値を相当程度上回る価格であること、(iv)本公開買付価格が、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2019年2月8日の東証一部における対象者株式の終値534円に対して4.68%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。)、2019年2月8日から直近1ヶ月間の終値単純平均値462円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。)に対して21.00%、同直近3ヶ月間の終値単純平均値425円に対して31.53%、同直近6ヶ月間の終値単純平均値402円に対して39.05%のプレミアムが加算されたものであり、本取引に関する一部報道機関による憶測報道等がなされた2019年1月24日の前営業日である2019年1月23日の東証一部における対象者株式の終値382円に対して46.34%、並びに2019年1月23日から遡る直近1ヶ月間の終値単純平均値378円に対して47.88%、同3ヶ月間の終値単純平均値399円に対して40.10%、及び同6ヶ月間の終値単純平均値386円に対して44.82%のプレミアムが加算されたものであること、(v)下記「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保

するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること等を踏まえ、対象者は、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対し、適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

以上より、対象者は、2019年2月12日開催の対象者取締役会において、当該時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者は、本新株予約権については、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

また、本公開買付けは、本前提条件が充足された場合に、速やかに実施することを予定していたため、2019年2月12日開催の対象者取締役会においては、本公開買付けが開始される際に、対象者が設置した特別委員会に対し、特別委員会が2019年2月12日付で対象者取締役会に対して答申した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を答申するよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえて、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議していたとのことです。

今般、当社から対象者に、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、本前提条件が充足されることを前提として、2019年4月25日を公開買付開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨、連絡いたしました。これにより、対象者4月24日プレスリリースによると、下記「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、対象者が2019年2月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが開始される際には、特別委員会に対して、特別委員会が2019年2月12日付で対象者取締役会に対して答申した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を答申するよう諮問していたことに従い、特別委員会は、2019年4月1日に、対象者から本公開買付けが4月25日を公開買付開始日として開始される可能性がある旨の連絡を受けたことを踏まえ、2019年2月12日以降対象者の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと、その他答申の内容に重大な影響を与える事象の有無等を確認し、本日、対象者取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の2019年4月24日付答申書（以下「4月24日答申書」といいます。）を提出したとのことです。対象者は、4月24日答申書の内容に基づき、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、本日現在においても2019年2月12日時点における本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと判断し、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨すること、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記の2019年2月12日開催の対象者取締役会及び本日開催の対象者取締役会に係る決議は、それぞれ、下記「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載のとおり、二段階に分けて行われているとのことです。

当社及び三菱UFJ証券ホールディングスは、対象者がより一層の企業価値向上を図るための具体的な施策として、以下のものを検討しております。

(i) 三菱UFJ証券ホールディングスによる施策（注）

- (a) MUFG並びにその子会社及び関連会社が有する顧客基盤から対象者への送客
- (b) 対象者の経営管理態勢高度化に係る支援
- (c) 本業務提携契約に基づく業務提携（以下「本業務提携」といいます。）に必要となる行政手続（金融庁等をはじめとする省庁等への折衝、認可申請等）の履践

(d) 本業務提携に必要なリソース（当事者間で協議の上、本業務提携が必要であると当事者間で合意された人的リソースも含まれるが、これに限られない。）の確保及び提供、体制の構築並びにスキル・ノウハウの提供

(注) 対象者によると、(a) 及び (b) については、三者間で本業務提携契約を締結するにあたって明文化したものととのことです。

(ii) 当社による施策

(a) 当社の顧客基盤から対象者への送客（当社の販売チャネルを通じた対象者の金融商品の仲介、対象者の商品・サービスのための当社並びにその関連会社によるビッグデータの分析とマーケティングへの利活用、当社グループを通じた対象者との共同広告・共同キャンペーン等の実施等）

(b) 対象者の新商品・サービス開発の支援

(c) 本業務提携に必要なとなる行政手続（金融庁等をはじめとする省庁等への折衝、認可申請等）の履践

(d) 本業務提携に必要なリソース（当事者間で協議の上、本業務提携が必要であると当事者間で合意された人的リソースも含まれるが、これに限られない。）の確保及び提供、体制の構築並びにスキル・ノウハウの提供

② 本公開買付け後の経営方針

当社及び三菱UFJ証券ホールディングスは、本公開買付けの成立後、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「(i) 三菱UFJ証券ホールディングスによる施策」及び「(ii) 当社による施策」に記載の施策をそれぞれ実施するとともに、そのための対象者の適切な経営体制を構築することを目的として、新たに当社及び三菱UFJ証券ホールディングスが指名する者を対象者の役員に就任させることを予定しておりますが、施策の具体的な内容並びに役員の具体的な就任時期及び候補者等については現時点では未定であります。これらの点を含む対象者の経営体制の詳細については、本公開買付けの成立後、非公開化の成否の見込みも勘案して対象者及び三菱UFJ証券ホールディングスと協議しながら決定していく予定です。

なお、本日現在、対象者の取締役は7名（下記「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載のとおり、うち2名が三菱UFJ証券ホールディングス又は三菱UFJ銀行の役職員を兼務しており、別途2名が三菱UFJ証券ホールディングス又は三菱UFJ銀行の出身者です。）で構成されておりますが、当社及び三菱UFJ証券ホールディングスは、本株主間契約において、本取引完了後の対象者の取締役の総員数を7名とすること、対象者の取締役の指名権について、うち4名を三菱UFJ証券ホールディングスが、うち3名を当社が、それぞれ指名すること（なお、対象者の代表取締役である齋藤氏が取締役を継続する限り、当社の指名する取締役は2名とします。）、対象者の代表取締役を2名とし、三菱UFJ証券ホールディングスが代表取締役社長（なお、対象者の代表取締役である齋藤氏が代表取締役社長に就任している期間については取締役会長と読み替えるものとします。）、当社が代表取締役副社長を指名することについて合意しております。また、当社及び三菱UFJ証券ホールディングスは、本株主間契約において、本非公開化手続が完了した後、対象者を監査役会設置会社に移行すること、監査役の人数を3名とすること、監査役の指名権について、うち2名を三菱UFJ証券ホールディングスが、うち1名を当社が、それぞれ指名することについて合意しております。本株主間契約の概要については、下記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本株主間契約」をご参照ください。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

① 本株主間契約

当社は、本公開買付けの実施にあたり、三菱UFJ証券ホールディングスとの間で、2019年2月12日付で本株主間契約を締結しております。本株主間契約においては、三菱UFJ証券ホールディングスは本非対象株式を本公開買付けに応募しないことを合意しております。また、本株主間契約においては、本公開買付けへの応募を促進するために必要な協力を相互に行うこと、及び、本株主間契約の締

結日から本公開買付けの末日までの間に、第三者により対象者株式を対象とする公開買付けが開始された場合、その対応について誠実に協議を行うことを合意しております。

本株主間契約において、当社及び三菱UFJ証券ホールディングスは、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、(i) 公開買付け者が、本前提条件が充足されていることを条件に、本公開買付けを実施すること、(ii) 本公開買付けが成立し、公開買付け者が本公開買付け対象株式の全てを取得できなかった場合、当社及び三菱UFJ証券ホールディングスは、対象者をして、本非公開化手続を実施させること、(iii) 本非公開化手続の効力発生後、法第24条第1項但書に基づき対象者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受けたことを条件として、三菱UFJ証券ホールディングス及び当社らは本相対取引を通じてその保有する対象者株式を売却することを含め公開買付け者の対象者に対する議決権の保有割合を最終議決権保有割合とするために必要な措置を講じることを合意しております。

その他、本株主間契約においては、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社及び三菱UFJ証券ホールディングスによる対象者の役員の指名権等について合意しております。

② 本応募契約

当社は、本公開買付けの実施にあたり、三菱UFJ銀行との間で、三菱UFJ銀行が2019年2月12日現在所有する対象者株式21,035,200株（所有割合：6.31%）の全てについて本公開買付けに応募する旨の本応募契約を2019年2月12日付で締結しております。

本応募契約においては、三菱UFJ銀行の応募の前提条件として以下の事項が定められています。なお、三菱UFJ銀行が、その任意の裁量により、これらの前提条件の全部又は一部を放棄の上、本公開買付けに応募することは制限されません。

- (a) 本公開買付けの実施が、重要な点において、法令等の違反を構成せず、また、違反を構成することが合理的に見込まれていないこと
- (b) 本公開買付けの実施が、重要な点において、許認可等又はそれらに付加された条件に抵触せず、また、許認可等に係る必要手続に違反するものではなく、それらが合理的に見込まれていないこと
- (c) 本公開買付けに重大な悪影響を与える事態その他本公開買付けの目的の達成が困難となる事態のいずれもが発生又は判明しておらず、また、発生又は判明することが合理的に見込まれていないこと
- (d) 当社の本応募契約における表明及び保証（注1）が重要な点において真実かつ正確であること
- (e) 当社が本応募契約上の重要な義務（注2）に違反していないこと
- (f) 対象者において、審議及び決議に参加した取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議が行われており、当該決議が変更又は撤回されていないこと

（注1）本応募契約において、当社は、三菱UFJ銀行に対して、(a) 適法かつ有効な設立及び存続、(b) 本応募契約の有効な締結及び手続の履践、(c) 強制執行の可能性、(d) 許認可等の取得、(e) 法令等との抵触の不存在、(f) 法的倒産手続等の不存在、(g) 反社会的勢力等との関係の不存在に関する事項の表明及び保証をしております。

（注2）本応募契約において、当社は、三菱UFJ銀行に対して、(a) 自らの表明及び保証に違反すること又はそのおそれを認識した場合の通知・報告義務、(b) 自らの表明及び保証又は本応募契約上の義務に違反した場合の補償義務、(c) 秘密保持義務、(d) 本応募契約上の地位又は権利義務の譲渡禁止義務等の義務を負担しております。

③ 本業務提携契約

当社、三菱UFJ証券ホールディングス及び対象者は、2019年2月12日付で本業務提携契約において、大要以下の事項について合意しております。

(i) 本業務提携の内容

(a) 三菱UFJ証券ホールディングスによる施策

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(b) 当社による施策

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

(c) 対象者による施策

- ・当社から対象者への送客にあたり、新たに必要な商品・サービスの開発及び提供
- ・対象者の既存商品・サービス提供条件・商品・サービスラインアップの見直し
- ・当社グループが金融ビジネスを展開する際の、対象者からの必要な機能の開発及び提供
- ・本業務提携に必要となる行政手続(金融庁をはじめとする省庁等への折衝、認可申請等)の履践
- ・本業務提携に必要なリソースの確保及び提供、体制の構築並びにスキル・ノウハウの提供

(ii) 商号変更

当社、三菱UFJ証券ホールディングス及び対象者は、対象者の商号を2020年3月末までの、当事者間で別途協議の上定めた日付で、auカブコム証券株式会社に変更することを合意しております。

(iii) スクイズ・アウト等への協力

対象者は、本公開買付けの決済完了後、実務上可能な限り速やかに、本取引を実現するための手続を完了することにつき、最大限協力することを合意しております。

(iv) ガバナンス体制に関する協力

対象者は、対象者の非公開化後のガバナンス体制に関し、当社及び三菱UFJ証券ホールディングスにおいて両者が別途合意する内容の変更(監査役会設置会社への移行を含む。)を行うことを対象者に提案した場合、これに最大限協力することを合意しております。

(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、対象者は当社らの子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。当社らは、本公開買付け後、本日現在対象者株式176,474,800株(所有割合52.94%)を保有し対象者を連結子会社としている三菱UFJ証券ホールディングスと共同して、公開買付者らのみを株主とする非公開化手続の実施を企図しております。上記に加え、対象者の取締役2名(濱本晃氏、伊勢谷直樹氏)がMUFGグループの役職員を兼任しており、対象者の取締役2名(芦崎武志氏、黒川修氏)がMUFGグループの出身者であること等に鑑み、当社ら及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保し利益相反の疑いを回避する観点から、以下のような措置を実施しました。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。また、当社らは、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」の応募を本公開買付け成立の条件とはしておりませんが、当社ら及び対象者において以下①乃至⑥の措置を講じていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス、三菱UFJ銀行及び対象者から独立した第三者算定機関として当社

のファイナンシャル・アドバイザーであるEY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「EYTAS」といいます。）に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、EYTASは、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス、三菱UFJ銀行及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。当社がEYTASから2019年2月8日付で取得した対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「本公開買付け者株式価値算定書」といいます。）の概要については、下記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」をご参照ください。

② 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の判断に関し、適切に情報を収集した上、潜在的な利益相反を解消し、本取引の公正性及び透明性を担保することを目的として、2018年6月7日、野宮拓氏（対象者社外取締役、日比谷パーク法律事務所 弁護士）及び吉田康宏氏（対象者社外取締役）並びに対象者、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立した外部の有識者である波光史成氏（税理士法人青山トラスト（現税理士法人レゾンパートナーズ）代表社員 公認会計士 税理士）の3名から構成される特別委員会を設置し（なお、対象者は特別委員会の設置当初からこの3名を特別委員会の委員として選定しており、特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。また、特別委員の報酬は固定額となっているとのことです。）、特別委員会に対し、① (a) 本公開買付けにより対象者株式を取得し、これを通じて対象者を非公開化する取引が対象者の企業価値の向上という観点から合理性を有するものといえるか、(b) 公正な手続を通じた株主利益への配慮がなされているかを勘案した上で、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同するべきか否か、及び、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと（必要に応じ、当社と交渉を行うことを含むとのことです。）、並びに、②本公開買付けにより対象者株式を取得し、これを通じて対象者を非公開化する取引が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べることを（以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての意見を対象者に提出することを囑託したとのことです。また、対象者取締役会は、特別委員会において本諮問事項に関する答申を行うに際し、本諮問事項に関する助言その他の支援を特別委員会に対して行うことを目的とする対象者のファイナンシャル・アドバイザーを指名することができるものとする旨を決議したとのことです。

特別委員会は、2018年7月19日より2019年2月8日までの間に合計22回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、まず、本取引に関して対象者、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータスを指名したとのことです。その上で、対象者から、当社からの本取引に係る提案書及び本業務提携契約に係る契約書のドラフト等を含む関連資料の提供を求めて検証を行うとともに、対象者から、その事業内容、事業環境、直近の業績及び財務状況、経営課題、事業計画の策定過程及び内容、本取引後に想定される施策の内容、当社との間で想定されるシナジー、本取引のメリット・デメリット、他社から受けた資本業務提携についての提案に係る検討状況等について情報提供を受け、これらの事項について質疑応答を行ったとのことです。また、当社からは、本取引の目的、本取引後に想定される施策の内容、本取引のメリット・デメリット等についての説明を受け、質疑応答を行っています。さらに、三菱UFJ証券ホールディングスからは、本取引の目的、本取引後に想定される施策の内容、本取引のメリット・デメリット等についての説明を受け、質疑応答を行っているとのことです。また、特別委員会は、プルータスから対象者の株式価値算定等についての説明を受けるとともに、森・濱田松本法律事務所から、本取引の検討過程において利益相反を解消するために取るべき措置、特別委員会における審議の方法及び過程等について助言を受けているとのことです。その上で、特別委員会は、本公開買付け価格について、プルータスから助言を得つつ、当社との間で度重なる交渉（4回の対面による交渉のほか、会日間のメール等のやり取りに基づくファイナンシャル・アドバイザーを通じた交渉を含みます。）を重ねた結果、有意な譲歩を受け、本公開買付け価格に合意するに至ったとのことです。

以上の経緯で、特別委員会は、2019年2月12日付で、対象者取締役会に対し、本諮問事項につき、

対象者取締役会において本公開買付けに賛同し対象者株主に対し応募を推奨することには合理性があると思料する旨、及び本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものではないものと思料する旨を答申内容とする答申書を提出するとともに、かかる答申書は、対象者取締役会において本公開買付けに賛同し対象者株主に対し応募を推奨する旨の決議をすることも対象者の少数株主にとって不利益なものではないという趣旨を含むものである旨を確認しております。特別委員会の答申の理由の概要は、以下のとおりとのことです。

(i) 本取引の目的は、従来からの対象者の強みであるIT技術力・ノウハウ等を活かし、Fintech技術等の最先端技術を活用した経営を継続しつつ、当社との関係強化を通じて、小口・中間層の顧客の取込みや商品ラインナップの強化を図ることで、競合するネット専業証券他社への差別優位性を強化するというものであり、それ自体合理性を有すること、(ii) 想定される本取引の効果についても、当社の幅広い顧客基盤からの送客や知名度の高い「au」ブランドの使用許可等を受けることにより小口・中間層の顧客の取込みや商品力の強化を図ることができ、また、本取引により非公開化することで短期的な収益変動のリスクにとらわれない、中長期的な視点に立った経営判断を柔軟かつ迅速に行うことが可能となるという点において合理性が認められること、(iii) 上場廃止や商号変更による大口顧客との取引への悪影響は軽微と考えられること、本業務提携契約には対象者の既存の事業活動へ制約を課す規定は特段存在しないこと等から、想定される本取引のデメリットは重大ではないと評価し得ること、(iv) 現在の当社との間の業務提携関係の枠組みを維持する選択肢や特別委員会が検討した他社との資本業務提携と比較して、実現可能性や内容面等において、本取引の方が優位な手段であると合理的に見込まれること等からすると、本取引が対象者の企業価値向上に資するとの対象者の判断の過程及び内容に不合理な点は認められず、本取引は対象者の企業価値を向上させると合理的に見込むことができるものと思料する。

また、対象者においては、本取引の決定における手続として、(i) 本公開買付価格の決定に当たっては、①特別委員会が、独立したファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるプルータスによる恣意性のない価値算定の結果を踏まえ、プルータスから助言を得つつ、当社との間で、対面による交渉を含め、繰り返し直接交渉を重ねた結果、合意に至っており、特別委員会が当社との交渉に直接的かつ主体的に関与する等、通常と同種取引よりも充実した措置がとられていると認められること、②本公開買付価格は本対象者株式価値算定書の市場株価法におけるレンジの上限値及びDDM法によるレンジの中央値を相当程度上回り、かつ、類似事例（非公開化を目的とした公開買付け）におけるプレミアム水準と比して十分合理的なものであり、かつ、プルータスからフェアネス・オピニオンも取得していることから、公正な手続を経ていると思料され、また、(ii) ①対象者及び特別委員会が、対象者、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から法的助言を受けていること、②対象者において、下記「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の承認が行われる予定であること、③下記「⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けにおける買付け等の期間について、比較的長期の公開買付期間（「公開買付期間」については、以下において定義します。）とすることが予定されていること、④三菱UFJ証券ホールディングス及び当社は、本公開買付け後に予定されている三菱UFJ証券ホールディングス及び公開買付者との対象者株式の譲渡を、本公開買付価格と同額で行うことを予定していること、⑤下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、公開買付者が本公開買付対象株式の全てを取得できなかった場合に想定される本株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者株主に対しても本公開買付けに応募した場合と同一の価格が保証される予定であり、当該対象者株主は、対象者に対し、その有する対象者株式を公正な価格で買い取ることを請求することができること、その他の株主利益に配慮した公正な手続が履践されていることからすると、本公開買付価格の決定を含む本取引に関する意思決定においては、公正な手続を通じた株主利益への配慮がなされているものと思料する。

また、今般、当社らから対象者に、国内外の競争法に基づく必要な手続及び対応が完了したことから、本前提条件が充足されることを前提として、2019年4月25日を公開買付開始日として、本公開買

付けを開始することを予定している旨、連絡いたしました。これにより、対象者が2019年2月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが開始される際には、特別委員会に対して、特別委員会が2019年2月12日付で対象者取締役会に対して答申した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を答申するよう諮問していたことに従い、特別委員会は、2019年4月1日に、対象者から本公開買付けが4月25日を公開買付け開始日として開始される可能性がある旨の連絡を受けたことを踏まえ、2019年2月12日以降対象者の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと、その他答申の内容に重大な影響を与える事象の有無等を確認し、本日開催の対象者取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の4月24日答申書を提出したとのことです。なお、特別委員会は、4月24日答申書において、同日時点においても、対象者取締役会において本公開買付けに賛同し対象者株主に対し応募を推奨することには合理性があると思料され、また、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないと思料されることから、対象者取締役会において本公開買付けに賛同し対象者株主に対し応募を推奨する旨の決議をすることも対象者の少数株主にとって不利益なものでないものと思料する旨の意見を述べているとのことです。

③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書・意見書の取得

対象者プレスリリースによれば、特別委員会は、対象者、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーとしてプルータスを指名し、プルータスから、本取引に関する助言を受けるとともに、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、本対象者株式価値算定書を取得しているとのことです。

本対象者株式価値算定書によると、プルータスは、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式について市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDDM法を用いて、対象者株式の1株当たり株式価値の算定を実施しているとのことです。なお、類似会社比較法については、対象者との事業内容や収益性の類似性における制約に鑑み、最終的な評価手法としては採用していないとのことです。上記手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 378円から399円

DDM法 : 389円から572円

市場株価法では、本取引に関する一部報道機関による憶測報道等が2019年1月24日になされたことによる株価への影響を排除するため、その前営業日である2019年1月23日を算定基準日として、東証一部における対象者株式の基準日終値382円、2019年1月23日から遡る直近1ヶ月間の終値単純平均値378円、同3ヶ月間の終値単純平均値399円及び同6ヶ月間の終値単純平均値386円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を378円から399円までと分析しているとのことです。

DDM法では、対象者が作成した対象者の事業計画（2019年3月期から2021年3月期までの3年間）を前提として、対象者が2019年3月期第4四半期以降において創出すると見込まれる株主に帰属するキャッシュ・フローを、株主資本コストに基づく割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を、389円から572円と算定しているとのことです。

上記DDM法による算定の基礎となった対象者の事業計画については、デジタルマーケティングによる稼働率向上、システム外販を含むB2Bビジネスの進展により、当期純利益は2019年3月期は5,700百万円、2020年3月期は6,400百万円、2021年3月期は8,600百万円まで増加することを見込んでいるとのことです。また、当該の財務予測の作成に際しては、本取引実行後の諸施策により実現が期待される効果は含まれていないとのことです。

また、特別委員会は、プルータスから、本フェアネス・オピニオンも取得したとのことです。本新株予約権1個当たりの買付け等の価格に関しては、対象者は第三者算定機関から算定書も意見書(フ

フェアネス・オピニオン)も取得していないとのことです。

なお、対象者取締役会は、上記「②対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2019年2月12日、特別委員会から、2月12日答申書を取得するに際し、特別委員会から、本対象者株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの提出を受けているとのことです。本対象者株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンは、本取引の公正性をより厳格に確保するという観点から、独立性の高い特別委員会の依頼に基づき、対象者、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立した地位にあるプルータスにおいて作成されたものであり、対象者取締役会は、かかる本対象者株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容等を勘案の上、下記「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の決議を行ったとのことです。

④ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保するため、対象者、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について、法的助言を受けているとのことです。なお、森・濱田松本法律事務所は、対象者、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、対象者プレスリリースに記載のとおり、プルータス作成の本対象者株式価値算定書の内容及び森・濱田松本法律事務所からの法的助言を踏まえつつ、2月12日答申書の内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付け価格を含む本取引に関する諸条件について、対象者の企業価値向上及び対象者の株主利益の最大化の観点から慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、上記「(1)本公開買付けの概要」及び対象者プレスリリースに記載のとおり、(i)本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値の向上が見込まれるとともに、(ii)本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2019年2月12日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役全員一致で、当該時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨すること、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

今般、当社らから対象者に、国内外の競争法に基づく必要な手續及び対応が完了したことから、本前提条件が充足されることを前提として、2019年4月25日を公開買付け開始日として、本公開買付けを開始することを予定している旨、連絡いたしました。これにより、対象者が2019年2月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが開始される際には、特別委員会に対して、特別委員会が2019年2月12日付で対象者取締役会に対して答申した意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を答申するよう諮問していたことに従い、特別委員会は、上記「②対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2019年4月1日に、対象者から本公開買付けが4月25日を公開買付け開始日として開始される可能性がある旨の連絡を受けたことを踏まえ、2019年2月12日以降対象者の業況や本取引を取り巻く環境に重大な変更が見られないこと、その他答申の内容に重大な影響を与える事象の有無等を確認し、本日、対象者取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の4月24日答申書を提出したとのことです。対象者は、4月24日答申書の内容に基づき、本公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、本日現在においても、2019年2月12日時点における本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと判断し、本日開催の対象者取締役会

において、審議及び決議に参加した対象者の取締役全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、対象者株式を本公開買付けに応募することを推奨すること、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格が1円とされていることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記2019年2月12日開催の対象者取締役会及び本日開催の対象者取締役会においては、対象者の取締役7名のうち、濱本晃氏はMUFG及び三菱UFJ銀行の役職員を兼務しており、伊勢谷直樹氏はMUFG及び三菱UFJ証券ホールディングスの役職員を兼務しており、また、黒川修氏はMUFG、三菱UFJ証券ホールディングス及び三菱UFJ銀行の出身者であり、芦崎武志氏は三菱UFJ銀行の出身者であるため、利益相反の可能性を排除する観点から、まず、(i)芦崎武志氏、黒川修氏、濱本晃氏及び伊勢谷直樹氏を除く3名の取締役において審議の上、その全員一致により上記の決議を行い、さらに、対象者取締役会の定足数を確保する観点から、(ii)対象者社外取締役である芦崎武志氏を含む4名の取締役において改めて審議の上、全員一致により上記の決議を行うという二段階の手続を経ているとのことです。

なお、利益相反防止の観点から、対象者の取締役のうち、黒川修氏、濱本晃氏及び伊勢谷直樹氏は、上記2019年2月12日開催の対象者取締役会及び本日開催の対象者取締役会を含む本取引に係る対象者取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、上記3名及び芦崎武志氏は、対象者の立場で本取引の協議及び交渉に参加していないとのことです。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、比較的長期間である30営業日としております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、本公開買付価格の適正性も担保することを企図しております。さらに、当社らと対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と合わせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保にも配慮しております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者らのみとし、対象者株式を非公開化することを目的として、本公開買付けを実施しますが、本公開買付けにおいて公開買付者が本公開買付対象株式の全てを取得できなかった場合には、当社ら及び三菱UFJ証券ホールディングスは、本公開買付け成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者らのみとするための一連の手続を実施することを予定しております。

当社ら及び三菱UFJ証券ホールディングスは、本公開買付けの成立後、対象者株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2019年7月頃に開催するように対象者に要請する予定であり、公開買付者らは本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、株主に対して、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下同じです。）第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の各株主（対象者及び公開買付者らを除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該

各株主が本株式併合の効力発生の直前時において所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。

本株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。当該申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者らのみが対象者株式（対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（対象者及び公開買付者らを除きます。）の皆様が所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定する予定です。具体的な手続及びその実施時期については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定とのことです。

また、当社ら及び三菱UFJ証券ホールディングスは、本株式併合後に、非公開化後の対象者に対する公開買付者らの議決権保有比率をそれぞれ最終議決権保有割合とするために、本株式併合がその効力を生ずる日以降において、法第24条第1項但書に基づき対象者が内閣総理大臣から有価証券報告書を提出する義務の中断申請に係る承認を受けたことを条件として、本相対取引その他必要な措置を講じることを予定しております。

また、当社ら及び三菱UFJ証券ホールディングスは、対象者に対し、本株式併合の効力発生を条件として、当該効力発生時点において残存する対象者の新株予約権を当該新株予約権者に放棄せしめ、当該新株予約権者が対象者の役職員たる地位を喪失したことを条件として、当該新株予約権1個につき、本株式併合前の当該新株予約権の目的となる株式数に本公開買付け価格を乗じた金額から当該新株予約権の権利行使価格を控除した金額相当額を支払うよう要請することを予定しております。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東証一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、当社ら及び三菱UFJ証券ホールディングスは、本公開買付けが成立した場合には、その後上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。

なお、対象者株式が上場廃止となった後は、対象者株式を東証一部において取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①	名	称	カブドットコム証券株式会社							
②	所	在	地	東京都千代田区大手町一丁目3番2号						
③	代	表	者	の	役	職	・	氏	名	取締役兼代表執行役社長 齋藤 正勝
④	事	業	内	容	オンライン証券業					
⑤	資	本	金	7,196百万円(2018年6月30日現在)						
⑥	設	立	年	月	日	1999年11月19日				

⑦ 大株主及び持株比率 (2018年9月30日現在)	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	52.96%
	株式会社三菱UFJ銀行	6.31%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3.50%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.81%
	BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS (常任代理人 香港 上海銀行東京支店)	1.80%
	東京短資株式会社	1.04%
	日本マイクロソフト株式会社	1.04%
	森 貴義	0.81%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託 口5)	0.74%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	0.67%
⑧ 当社と対象者の関係		
資本関係	該当事項はありません。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	当社と対象者との間で、当社の通信サービスの提供等を行っております。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注)「大株主及び持株比率」は、対象者が2018年11月12日に提出した第20期第2四半期報告書の「大株主の状況」より引用しており、持株比率の記載は、対象者の発行済株式総数から自己株式を除いた総数に対する所有株式数の割合(小数点以下第三位を四捨五入)を記載しております。

(2) 日程等

① 日程

公開買付開始公告日	2019年4月25日(木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に記載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2019年4月25日(木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2019年4月25日(木曜日)から2019年6月13日(木曜日)まで(30営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

- ① 普通株式 1株につき、559円
- ② 新株予約権 本新株予約権1個につき、1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス、三菱UFJ

銀行及び対象者から独立した第三者算定機関として、当社のファイナンシャル・アドバイザーである EYTAS に対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼しました。EYTAS は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価法及び DDM 法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、当社は EYTAS から 2019 年 2 月 8 日付で本公開買付け者株式価値算定書を取得いたしました。なお、EYTAS は当社ら、三菱 UFJ 証券ホールディングス、三菱 UFJ 銀行及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社らは、EYTAS から、本公開買付け価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。本公開買付け者株式価値算定書によると、各手法に基づいて算定された対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法 : 378円から399円
DDM法 : 467円から589円

市場株価法では、本取引に関する一部報道機関による憶測報道等がなされた 2019 年 1 月 24 日の前営業日である 2019 年 1 月 23 日を算定基準日として、対象者株式の東証一部における 2019 年 1 月 23 日の終値 382 円、2019 年 1 月 23 日から遡る直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 378 円、同 3 ヶ月間の終値単純平均値 399 円及び同 6 ヶ月間の終値単純平均値 386 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 378 円から 399 円までと分析しております。

DDM 法では、当社により検証された対象者の 2019 年 3 月期から 2021 年 3 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の株式価値を評価し、対象者株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 467 円から 589 円までと分析しております。

当社は、EYTAS から取得した本公開買付け者株式価値算定書の算定結果に加え、2018 年 9 月上旬から 2019 年 1 月下旬までの期間において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の市場株価の動向、対象者の直近の業績等、2019 年 2 月 12 日開催の対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、2018 年 12 月 10 日に対象者に初回の価格提案を行って以降の特別委員会との間での継続的な協議・交渉の結果等を踏まえて、2019 年 2 月 12 日付で、本公開買付け価格を 1 株当たり 559 円とすることを決定いたしました。その後、当社らは、対象者の業況や本取引を取り巻く環境等に重大な変更が見られず、対象者に対する 2019 年 3 月中旬から 4 月下旬までの期間における追加的なデュー・ディリジェンスの実施等を通じ、対象者の企業価値に重大な影響を与える事象はないと判断し、本日付で、本公開買付け価格を変更しないことを決定しております。

なお、本公開買付け価格である 1 株当たり 559 円は、本取引に関する一部報道機関による憶測報道等がなされた 2019 年 1 月 24 日の前営業日である 2019 年 1 月 23 日の東証一部における対象者株式の終値 382 円に対して 46.34%、並びに 2019 年 1 月 23 日から遡る直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 378 円に対して 47.88%、同 3 ヶ月間の終値単純平均値 399 円に対して 40.10%、及び同 6 ヶ月間の終値単純平均値 386 円に対して 44.82%のプレミアム、本公開買付けの公表日の前営業日である 2019 年 2 月 8 日の東証一部における対象者株式の終値 534 円に対して 4.68%、2019 年 2 月 8 日から遡る直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 462 円に対して 21.00%、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 425 円に対して 31.53%、直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 402 円に対して 39.05%のプレミアムを加えた金額となっております。

また、本公開買付け価格である 1 株当たり 559 円は、本日の前営業日である 2019 年 4 月 23 日の対象者株式の東証一部における終値 557 円に対して 0.36%のプレミアムを加えた金額となります。

(ii) 本新株予約権

本新株予約権については、対象者の執行役を対象とするストック・オプションとして発行されたものであり、公開買付者が本新株予約権を取得したとしても、これらを行使することができないことから、本新株予約権の買付け等の価格は1個につき1円と設定しております。なお、当社らは、本新株予約権の買付け等の価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書も意見書（フェアネス・オピニオン）も取得しておりません。

② 算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社、三菱UFJ証券ホールディングス及び対象者は、対象者の企業価値向上に向けた具体的な方策について複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

当社は、対象者との間で2017年12月に本取引に関する極めて初期的な意見を交換して以降、2018年6月には、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス、三菱UFJ銀行及び対象者から独立した第三者算定機関として当社のファイナンシャル・アドバイザーであるEYTASを、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選任し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築しました。その後、2018年9月上旬より本取引の実現可能性の精査のためデュー・ディリジェンスを実施するとともに、並行して、対象者との間で事業上のシナジーに関する具体的な協議を重ねました。さらに、当社は、2018年12月上旬に対象者に対して、正式に本取引の実施を提案して以降、対象者及び特別委員会との間で協議を重ねるとともに、本公開買付価格に関しては特別委員会との間で交渉を重ねました。

その結果、弊社の約4,000万のau累計契約に基づく顧客基盤やそれに付随するデータ、グループ会社の有するデータ利活用ノウハウと、WALLETポイント、auのブランド等を対象者及び対象者の提供するサービス等に活用することにより、両社の協業を進展させるとともに、モバイルの利便性と金融サービスを組み合わせることにより、新しい体験価値を創造し、お客さまの資産形成をサポートしていくことが可能と考えるに至りました。当社及び三菱UFJ証券ホールディングスは上記「1. 買付け等の目的等」、「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の施策を対象者と三位一体となって推進することによって、対象者の顧客基盤の拡大及び商品力強化による競争力の強化、人材の育成・登用の強化といった効果を期待することができ、もって対象者が中長期的な視点において対象者の企業価値を高めていくことが可能であるとの認識を共有するに至ったことから、当社は、2019年2月12日付で、対象者の株主を公開買付者らのみとすることを目的として本公開買付けを実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付価格について決定いたしました。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格の決定にあたり、当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス、三菱UFJ銀行及び対象者から独立した第三者算定機関として、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるEYTASより提出された本公開買付者株式価値算定書を参考にいたしました。なお、EYTASは当社ら、三菱UFJ証券ホールディングス、三菱UFJ銀行及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社らは、EYTASから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(ii) 当該意見の概要

EYTASは、市場株価法及びDDM法の各手法を用いて対象者株式の株式価値の算定を行っており、各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法：378円から399円
DDM法：467円から589円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

上記「① 算定の基礎」に記載のとおり、当社は、EYTAS から 2019 年 2 月 8 日に取得した本公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、2018 年 9 月上旬から 2019 年 1 月下旬までの期間において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者株式の市場株価の動向、対象者の直近の業績等、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、特別委員会との間での協議・交渉の結果等を踏まえ、2019 年 2 月 12 日付で、本公開買付価格を 1 株当たり 559 円とすることを決定いたしました。

なお、特別委員会との協議・交渉の経緯について、具体的には、2018 年 12 月 10 日に、当社は 1 株当たり 500 円とする初回の価格提案を対象者に行い、その後、本公開買付価格について、特別委員会の間で 4 回の対面による交渉のほか、会日間のメール等のやり取りに基づくファイナンシャル・アドバイザーを通じた交渉の結果を踏まえ、本公開買付価格に合意するに至っております。

その後、当社らは、対象者の業況や本取引を取り巻く環境等に重大な変更が見られず、対象者に対する 2019 年 3 月中旬から 4 月下旬までの期間における追加的なデュー・ディリジェンスの実施等を通じ、対象者の企業価値に重大な影響を与える事象はないと判断し、本日付で、本公開買付価格を変更しないことを決定しております。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

本日現在において、対象者は当社らの子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当いたしません。当社は、本公開買付け後、本日現在対象者株式 176,474,800 株（所有割合 52.94%）を保有し対象者を連結子会社としている三菱 UFJ 証券ホールディングスと共同して、公開買付者らのみを株主とする非公開化手続の実施を企図しております。上記に加え、対象者の取締役 2 名（濱本晃氏、伊勢谷直樹氏）が MUFG グループの役職員を兼任しており、対象者の取締役 2 名（芦崎武志氏、黒川修氏）が MUFG グループの出身者であること等に鑑み、当社ら及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保し利益相反の疑いを回避する観点から、上記「1. 買付け等の目的等」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を実施しております。

③ 算定機関との関係

当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である EYTAS は、当社ら、三菱 UFJ 証券ホールディングス、三菱 UFJ 銀行及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
156,874,431 (株)	45,758,000 (株)	— (株)

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (45,758,000株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数 (156,874,431株) を記載しており、当該最大数は、本決算短信に記載された 2019 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (338,732,665株) に、本有価証券報告書に記載された 2018 年 5 月 31 日現在における第 3 回新株予約権及び第 4 回新株予約権、並びに 2018 年 8 月 10 日に提出した第 1 四半期報告書に記載された 2018 年 6 月 11 日現在における第 5 回新株予約権の目的となる対象者株式数 (98,500株) を加え、三菱 UFJ 証券ホールディングスが所有する株式数

(176, 474, 800株) 及び本決算短信に記載された2019年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数 (5, 481, 934株) を控除したものになります。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手續に従い、公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 買付予定数の下限は本決算短信に記載された2019年3月31日現在の発行済株式総数 (338, 732, 665株) に、本有価証券報告書に記載された2018年5月31日現在における第3回新株予約権及び第4回新株予約権、並びに2018年8月10日に提出した第1四半期報告書に記載された2018年6月11日現在における本新株予約権の目的となる対象者株式数 (98, 500株) を加え、本決算短信に記載された2019年3月31日現在の対象者が所有する自己株式数 (5, 481, 934株) を控除した株式数に係る議決権の数 (3, 333, 492個) に3分の2を乗じた数 (2, 222, 328個) から、三菱UFJ証券ホールディングスが本日現在所有する対象者株式数 (176, 474, 800株) に係る議決権の数 (1, 764, 748個) を控除した議決権の数 (457, 580個) に相当する対象者株式数 (45, 758, 000株) で算出しております。

(注5) 公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります、当該行使により発行又は移転される対象者株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	-個	(買付け等前における株券等所有割合-%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1, 764, 748 個	(買付け等前における株券等所有割合52.94%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1, 568, 744 個	(買付け等後における株券等所有割合47.06%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1, 764, 748 個	(買付け等後における株券等所有割合52.94%)
対象者の総株主等の議決権の数	3, 332, 145 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及びその「買付け等前における株券等所有割合」は、法第27条の2第7項第2号に掲げるものである三菱UFJ証券ホールディングスが所有する議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第20期第3四半期報告書に記載された2018年9月30日現在の総株主の議決権の数 (1単元の株式数を100株として記載されたものです。) です。ただし、本公開買付けにおいては、本新株予約権及び単元未満株式も買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本決算短信に記載された2019年3月31日現在の発行済株式総数 (338, 732, 665株) に、本新株予約権の目的となる対象者株式数 (98, 500株) を加え、本決算短信に記載された2019年3月31日現在対象者が所有する自己株式数 (5, 481, 934株) を控除した株式数 (333, 349, 231株) に係る議決権の数 (3, 333, 492個) を分母として計算しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 87, 692, 806, 929 円

(注) 買付代金は、本公開買付けにおける買付予定数 (156, 874, 431株) に本公開買付け価格 (559円) を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
- | | |
|---------------|-------------------|
| 大和証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| カブドットコム証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目3番2号 |

② 決済の開始日

2019年6月20日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送いたします。なお、カブドットコム証券株式会社による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。

買付けは現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（45,758,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（45,758,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。カブドットコム証券株式会社による応募解除の受付は、同社のホームページ（<https://kabu.com/>）の「株式公開買付（TOB）」（<https://kabu.com/item/tob/>）に記載する方法によりログイン画面を通じ公開買付期間末日の16時までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
（その他大和証券株式会社全国各支店）

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付者は、本公開買付けの結果について、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。

買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。

他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

2019年4月25日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

カブドットコム証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本業務提携契約

当社、三菱UFJ証券ホールディングス及び対象者は、2019年2月12日付で本業務提携契約を締結しております。本業務提携契約の概要については、上記「1. 買付け等の目的等」、「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「③ 本業務提携契約」をご参照ください。

② 本公開買付けへの賛同、対象者における利害関係を有しない取締役の承認

対象者によれば、対象者は、2019年2月12日開催の対象者取締役会において、当該時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨すること、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。また、今般、対象者は、改めて本公開買付けについて検討をした結果、本日現在においても2019年2月12日時点における本公開買付けに関する判断を変更する要因はないと判断し、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募することを推奨すること、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

なお、上記の2019年2月12日開催の対象者取締役会及び本日開催の対象者取締役会に係る決議は、それぞれ、上記「1. 買付け等の目的等」、「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載のとおり、二段階に分けて行われたとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 配当の状況

対象者は、2019年2月12日開催の対象者取締役会において、2019年3月期の期末配当予想額を1株あたり6.0円とし、また、本公開買付けを踏まえ、2020年3月期の中間配当の基準日時点において、本公開買付けの決済が完了していること又は本公開買付けの決済が完了することが合理的に見込まれていることを条件に、2020年3月期の中間配当は行わないことを決議しているとのことです。詳細については、2019年2月12日付で対象者から公表されている「2019年3月期期末配当予想及び2020年3月期中間配当予想に関するお知らせ」をご参照ください。

② 株主優待制度の変更

対象者は、本日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募する株主と応募しない株主との間の衡平等を勘案し、対象者株主優待制度を変更することについて決議しているとのことです。詳細については、本日付で対象者から公表されている「株主優待制度の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

③ 本決算短信の公表

対象者は、本日付で本決算短信を公表しております。本決算短信に基づく、当該期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該連結損益状況等については、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の対象者の損益状況等は、本決算短信を一部抜粋したものであり、当社らは、その正確性及び真実性について独自に検証しうる立場がなく、また、実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、本決算短信をご参照ください。

(i) 損益の状況

決算年月	2019年3月期
営業収益	21,202百万円
純営業収益	18,267百万円
営業利益	5,881百万円
経常利益	5,936百万円
当期純利益	4,295百万円

(ii) 1株当たりの状況

決算年月	2019年3月期
1株当たり当期純利益	12.89円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	12.89円
1株当たり純資産	126.40円
1株当たり配当額	12.00円

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

当社は「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で当社が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

当社は、本公開買付けが、適応される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人(米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933) レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。)に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。